

会長	それでは、ただ今から令和8年度第1回三重県建築審査会を開催します。 委員の皆様のご協力をお願いします。 まず、本日の審議の公開について、議題の審議に入る前に事務局から説明をお願いします。
三重県 （事務局）	それでは、ご説明します。 報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」につきましては、氏名等の記載を省略し、個人か法人のみの記載とし、住所表記につきましても市名若しくは町名までとさせていただきますので、全面公開が可能と考えます。
会長	事務局から説明がありましたが、皆さんいかがでしょうか。 それでは、「審議会等の会議の公開に関する指針」及び「三重県建築審査会の公開に関する指針」に基づき、公開とします。続きまして、傍聴人及び報道記者について事務局から報告をお願いします。
三重県 （事務局）	報告させていただきます。傍聴者、報道記者ともございません。
会長	今回は傍聴者がおりませんので、このまま審議に入りたいと思います。それでは審議に入りますので、議事次第に基づいて進めていきます。報告事項「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明をお願いします。
三重県	＜「建築基準法の規定による許可に関する建築審査会包括同意（建築審査会における取扱い）に基づき行った許可件数について」の説明及び、代表事例5件の紹介＞
会長	説明がありましたが、ご意見・ご質問などはありませんか。
委員	事例5について、空地部分の幅員が1.8mに満たない部分がありますが、許可にあたり支障ないのですか。
三重県	事例5で説明しました、第10条の3第4項第3号該当第7（確認済みの敷地内の建替・増築等）については、空地部分の幅員は規定されておらず、1.8m未満の部分があっても支障ありません。
会長	車両の出入りはどのようにされているのか。
三重県	隣地所有者と協議のうえ、隣地敷地を経由して出入りされていると聞いています。
会長	他によろしいでしょうか。では、包括同意基準の報告について終了します。
会長	これで本日の議題について予定通り終了しました。 以上で令和8年度第1回三重県建築審査会を閉会いたします。 ご協力ありがとうございました。

以上